

## 別紙1 基本的な感染症対策の徹底について

### 1 保健管理等について

#### (1) 感染症対策について（児童生徒・教職員）

##### ①基本的な感染症対策の実施

###### 1) 「感染源を絶つこと」

###### ○ 検温等健康チェック

- ・ 必ず自宅で検温（朝晩）する。
- ・ 発熱等の風邪症状がある場合は登校させない。
- ・ 家族にも毎朝の検温等、健康状態の確認を依頼し、家族に発熱等の風邪症状がある場合は登校させない。児童生徒やその家族の健康状態を確実に把握できるよう、保護者との連携を図る。

（別紙：健康チェックカード使用）

###### ○ 教員による活動中の健康観察とその対応

- ・ 登校後すぐに、健康チェックカードの確認と健康観察の実施を徹底する。（登校前に検温等ができなかった児童生徒等については、保健室等での検温及び風邪症状の有無を確認する。）
- ・ 登校後に体調が悪くなった児童生徒※<sub>1</sub>については、保護者に連絡して速やかに下校させるなど対応する。

※<sub>1</sub> 発熱、咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻水、鼻閉、（頭痛、関節筋肉痛、下痢、嘔吐、吐き気など）

###### 2) 「感染経路を絶つこと」

###### ○ 学校における基本的な感染症対策の徹底

- ・ 石けん等による手洗い（約30秒）（以下「手洗い」とする。）を励行する。（外から教室に入るとき、咳やくしゃみ・鼻をかんだとき、給食（昼食）の前後、掃除の後、トイレの後、共有のものを触ったときなど）
- ・ 咳エチケットを徹底する。
- ・ こまめな水分補給を行うなどの工夫（咽頭へのウイルスの付着を洗い流すよう、こまめな水分補給やうがいを行うことも有効）

###### ○ 校内の保健管理体制を整える

- ・ 学校医及び学校薬剤師等と連携した環境衛生
- ・ 手袋やマスクを着用して多数の者が触れる場所の消毒を実施（消毒用エタノールや次亜塩素酸ナトリウム等を使用）（教職員等が実施）
  - a. 教室（共用の教材・教具・情報機器、机、ドア取手、窓取手、黒板ふき、ごみ箱など）
  - b. トイレ、手洗い場（水洗レバー、トイレトーパーホルダー、手洗い場など）
  - c. 体育館（児童生徒が共用で使用する物品、照明スイッチ等）
  - d. 配膳室等給食で使用する部屋のドア取手、収納庫等

- e. 保健室のベッドや処置台をできるだけ距離を離し、児童生徒が休養することに消毒
- f. 清掃用具
- ・ 蓋つきのごみ箱にごみ袋を設置し、鼻水やくしゃみによる唾液などの体液等の汚物の処理は手袋を着用し、ごみ袋の口をしっかりと縛るなど感染源に触れないよう徹底する。
- ・ 清掃を児童生徒が行う場合は、特に、換気やマスクの着用、終了後の手洗いを徹底する。

### 3) 「抵抗力を高めること」

免疫力を高めるため、十分な睡眠、適度な運動、バランスのとれた食事を心がけるよう指導すること。

## ② 集団感染のリスクへの基本的な対応

「換気の悪い密閉空間」「多数が集まる密集場所」「間近で会話や発声をする密接場面」という3つの条件（3つの密（密閉、密集、密接））が重なる場を避けることはもちろん、3つの密が重ならない場合でも、できる限り「ゼロ密」を目指す。

### 1) 換気の徹底

- ・ 原則として窓を常時開放する。可能であれば2方向の窓を同時に開ける。（空調使用時においても換気は必要）
- ・ 天候等により常時開放が難しい場合でも30分程度毎に行う。
- ・ 衣服等による温度調節にも配慮する。



### 2) 身体的距離の確保

- ・ 児童生徒の座席の間隔をできるだけ2m（最低1m）確保し、対面とならないような形をとる。

### 3) マスクの着用

学校教育活動では、活動上または健康上支障がある場合を除きマスクを着用する。なお、マスクを着用しない場合においては、換気や児童生徒等の間に十分な距離を保つといった対応を徹底する。

なお、体育の授業におけるマスクの着用は必要ない。

## (2) 校内で感染者又は濃厚接触者が発生した場合の対応（令和2年4月3日付2教保第10号等通知参照）

### ① 児童生徒が感染者となった場合

- ア 保健所からの情報提供を受け、当該学校は、県教育委員会（設置者）へ情報を提供するとともに、保健所の調査に協力する。
- イ 学校は、当該児童生徒が治癒するまで出席停止とし、濃厚接触者となった児童生徒については、保健所が指定する期間を出席停止とし自宅等で健康観察を行う。  
感染者となった児童生徒は、入院先の主治医など、医師の指示により登校する。（可能であれば治癒証明書）

ウ 県教育委員会（設置者）は、保健所への調査協力や施設の消毒等のため、当該学校を臨時休業とする。

エ 県教育委員会（設置者）は、次の点を踏まえ、当該学校の再開を判断する。

- ・保健所の調査により、濃厚接触者となった児童生徒を出席停止の措置
- ・学校医や学校薬剤師と相談して校内に必要な対応（健康状況把握、消毒等）が適切に実施

② 児童生徒が学校外の感染者の濃厚接触者となった場合

ア 保護者から、もしくは保健所が保護者の了解を得て学校に情報提供があった場合、当該学校は県教育委員会（設置者）に情報提供する。

イ 学校は、当該児童生徒を保健所が指定する期間出席停止とし、自宅等で健康観察を行う。

③ 教職員が感染者又は濃厚接触者となった場合

①又は②と同様の対応とし、サービス上の取扱いは特別休暇とする。

**（３）医療的ケアが日常的に必要な児童生徒等や基礎疾患等のある児童生徒等について**

① 登校の判断

医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）の中には、呼吸の障がいがある者もあり、重症化リスクが高い者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断をする。その際、医療的ケア児が在籍する学校においては、学校での受入れ体制も含め、学校医にも相談する。

また、基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等（以下、「基礎疾患児」という。）についても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断をする。

② 登校の判断にかかる欠席の扱い

登校すべきでないと判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰することができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日（出席停止として記録）」として扱う。

③ 学校教育活動における感染対策

ア 医療的ケア児や基礎疾患児と接する機会がある教職員は、自身の発熱等の風邪症状の確認を徹底し、感染リスクの高い場所に行く機会を減らすなど、一層の感染対策を行う。また、自身の家族に発熱等の風邪症状があるときには、医療的ケア児や基礎疾患児が在籍する学級の教室には入らないようにする。

イ 原則として、校外活動等に際しては、共用の物品がある場所や不特定多数のいる場所の利用を避ける配慮をする。

ウ 医療的ケア児等が多数在籍する重度重複障がい学級の児童生徒は、基本的に教室内で学習し、他の教室の児童生徒及び職員との接触を極力避ける。また、教室への入室者は必要最低限の者とし、入室のたびに手洗い又は手指消毒を行う。

#### (4) 海外及び県外に滞在歴のある児童生徒等の対応について

##### ① 海外

政府の要請に基づく2週間の自宅等での待機を経ていることを確認したうえで、健康状態に問題がなければ登校させる。

##### ② 県外

県の基本的対処方針により対応する。

## 2 学校給食（昼食）に関すること

### (1) 以下の事項を徹底する。

- ・ 食事時はマスクを外すため、咳エチケットを行っていない場合と同じと考えて対応する。
- ・ 食事前、食事（食器等の片付け）後の手洗いを徹底する。
- ・ 食事前後に、机上（配膳台を含む）を消毒する。
- ・ 対面での飲食を避け、食事中的会話は控える。
- ・ 爪を切るなど清潔な手指で食事をする。

### (2) 配膳時での感染防止の工夫

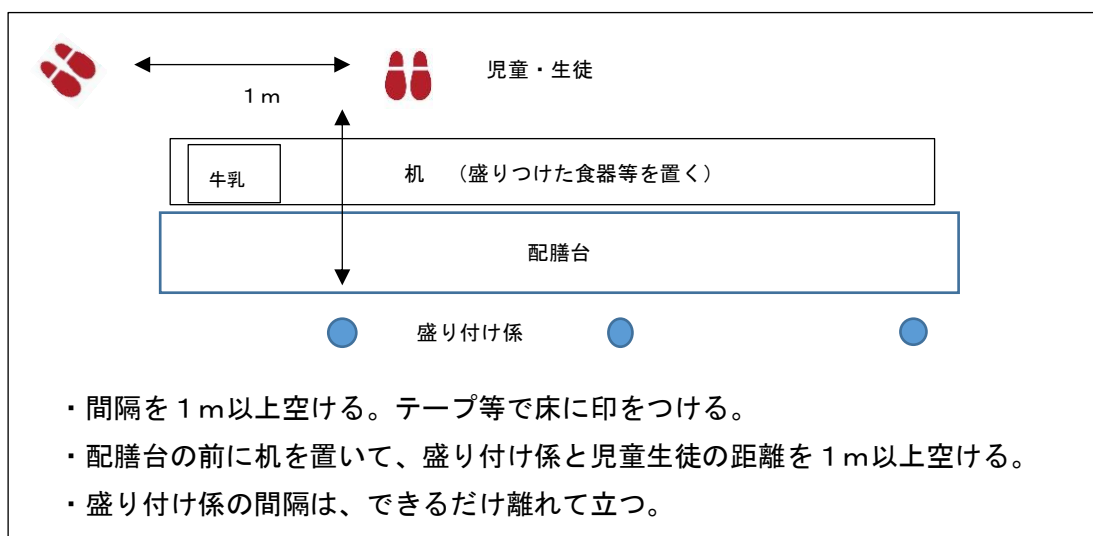
- ・ 健康チェックを行う。（発熱・腹痛・下痢など）
- ・ 清潔なエプロン・マスクを着用する。
- ・ コンテナ室等が密集しないように時間差をつける。（片付け時も同様にする）
- ・ 配膳中の会話を控える。
- ・ 短時間で盛り付けができる献立の工夫をする。

（例：配膳時の手間をかけない献立、品数を減らす等）

### (3) 配膳方法の工夫（学校の規模及び実情を踏まえた対応を検討する）

- ・ 児童生徒の並ぶ間隔（最低1m）を空ける等、密集を避ける。

（配膳のイメージ）



### (4) 片付け時の工夫

- ・ 配膳時と同様に、児童生徒の並ぶ間隔（最低1m）を空ける等、密集を避ける。
- ・ 残食を食缶等に戻す場合は、周りに跳ねないように丁寧に行う。

### 3 公立学校の教職員の出勤等のサービスに関すること

教職員の勤務についても基本的な感染症対策を徹底するとともに、次のような状況によりやむを得ず出勤できない場合、新型コロナウイルス感染症に係る特別休暇を取得できる。

- (1) 教職員が感染した場合
- (2) 教職員又は親族に発熱等の風邪症状がある場合
- (3) 教職員及び親族に発熱等の風邪症状はないが、教職員が保健所による健康観察（自宅待機）の対象である場合
- (4) 親族が感染した場合に、すぐに入院できずに教職員が世話をする場合
- (5) 教職員が検疫法による停留や、感染症予防法による外出をしないこと等の協力を求められた場合
- (6) 教職員が小学校等の臨時休業中の子の世話をする場合

### 4 その他

- (1) 定期健康診断について
  - ・ 健康診断項目のうち、心疾患に係る検診及び結核検診、腎臓検診は、突然死の防止や感染症予防等生命に関わるものであることから、集団感染のリスクを下げる工夫をしてなるべく先行して実施する。（4月10日付け文部科学省事務連絡）
  - ・ 新型コロナウイルス感染症の状況を踏まえた学校保健安全法に基づく健康診断の実施について」（5月1日付け2教保第50号）を考慮し、実施できる体制が整い次第行う。
  - ・ 宿泊を伴う行事や対外運動競技等については、定期健康診断終了後に実施する。
- (2) 学校内で体調不良となった児童生徒への対応
  - ・ 保護者が迎えに来るまでの間は、他の児童生徒等と接触しないようスペースを区切るなどして保健室等で休養させる。
  - ・ 体調不良者が急激に呼吸困難等、症状が急変することを想定し、経過観察をしっかりと行える環境を整える。
  - ・ 帰宅させるまでの間、接触する教職員を最小限にし、経過観察をする教職員は、マスクを必ず着用、手指の消毒を行い、ウイルスの体内への侵入を防ぐため、15分間隔で水分補給を行うなど工夫する。
  - ・ 室内の換気を徹底する。（15分間隔）
  - ・ 保健室の検温場所や休養する場所にビニールの間仕切りシート等を設置するなど、教職員が濃厚接触者にならないための工夫をする。
  - ・ ベッドの配置は、頭を互い違いにするよう配置し、さらに頭部側にはビニールのカーテンを設置するなど飛沫が隣のベッドまで飛ばないように工夫する。
  - ・ リネンについては、介護用のシーツや使い捨てのシーツなどを使い、その都度交換を行う。
- (3) 学校図書館の本の貸し出しについて
  - ・ 図書館に出入する際には必ず手洗い（アルコール消毒含む）を行う。
  - ・ 読書前後の手洗いと読書中のマスクの着用を徹底する（各ページにウイルスが残存している可能性を考慮）

- ・ 本はピーコートなど劣化を防ぐ処置を施し、返却時に、表面などを可能な範囲で消毒（次亜塩素酸等）を行う。
- ・ 館内の換気を徹底する。

(4) サーベイランス・情報収集

- ・ 感染症情報システムへの入力を実際に行う。また、地域の風邪症状の把握や県がHPに掲載する感染症情報などから感染状況を把握し、早期に感染予防対策を検討する。